

西尾市東幡豆体育館使用料

利用区分			金額		
			午前9時から 午前11時まで 又は 午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで 又は 午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで 又は 午後7時から 午後9時まで
専用利用	体育館	平日	1,840円	1,840円	1,840円
		土曜日、日曜日及び国民の休日	1,840円	1,840円	1,840円
放送設備	体育館	一式 1回 620円			

備考

- 1 アマチュアスポーツ以外の目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の4倍の額とする。
- 2 営利宣伝目的で専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。
- 3 入場料又はこれに類するものを徴収して専用利用する場合（前項に規定する場合を除く。）の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 4 体育館の2分の1を利用する場合の使用料は、この表に定める額の2分の1の額とする。
- 5 利用時間の単位に含まれない時間について、許可を受けて専用利用する場合の使用料は、当該利用時間に含まれない連続する時間の1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）ごとに、この表に定める額の2分の1の額とする。ただし、利用時間を延長して専用利用する場合は、2時間を超えない範囲で支障のない場合に限り、許可する。
- 6 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 7 前各項の規定を適用する場合において、これらの規定に重複して該当するときは、それぞれの倍率を乗じて計算する。
- 8 使用料の計算において、10円未満の端数が生じた場合は、その端数金額は切り捨てる。
- 9 「国民の休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。